

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待は、子どもの心やからだに大きな傷を与え、時には命にも関わる大きな影響を与える深刻な問題です。

地域に住むみなさんの気づきが、虐待から子どもを守り、子どもが健やかに成長できるための第一歩になります。

○児童虐待とは

「そんなつもりはなかった…」
と思っても、子どもに有害であれば「虐待」です。

児童虐待は、主に次の4種類に分けられています。

○身体的虐待

なぐる、ける、首をしめる、やけどを負わせる、溺れさせるなど。

○性的虐待

性的ないたずら、性的行為の強要など。

○ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、ケガ病気で病院に連れて行かない、自動車の中に放置する、同居人による虐待を放置するなど。

○心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間の差別的扱い、子ども

もの前でのDVなど。

○虐待が疑われる子どもの様子

子どもの様子から、次の項目にいくつか当てはまる場合は、児童虐待の可能性を考慮する必要があります。

・親が迎えに来ても、帰りたくなさそう

・親に異常にベタベタしたり、逆に無関心だったり

・職員にベッタリだったり、逆に警戒心が強すぎたり

・びくびくした態度・反応

・友達に対し、すぐに手が出る

・季節にそぐわない、いつも汚れた衣服を着ている

・身長や体重の伸びが悪い、虫歯が多い

○虐待かなと思ったら

0189（いちばやく）
お近くの児童相談所につながります。連絡者や、連絡内容に関する秘密は守られます。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006（直通）

町の情報を
メールマガジンで
発信しています。
ぜひ、登録ください。



※通信費は、
個人負担と
なります。



募 募 集

ごみ収集カレンダー 有料広告

令和3年度版五霞町ごみ収集カレンダーに掲載する有料広告を次のとおり募集します。

○広告掲載内容

公共性を損なうおそれのない
企業または個人で、町内外は
問いません。

○広告掲載箇所（最大7箇所）

「ごみ収集カレンダー」の各
月の下段に掲載します。

○広告掲載料

1枠（7cm×10cm）
10,000円

○広告掲載原稿

原稿は、掲載希望者が作成
することになりますので、電
子データにて提出ください。

○お申し込み方法

町公式ホームページまたは生
活安全課にある申込書及び記
事の電子データを持参の上、生
活安全課まで来庁ください。

○受付期間

11月2日（月）～16日（月）
午前9時～午後5時
（役場閉庁日を除く）

○その他

・受付後、掲載内容を審査し、
掲載の可否を申請者へ通知し

ます。

・広告募集枠数を上回った場合、
抽選となります。

○お問い合わせ

生活安全課 生活環境G
☎(84)3618（直通）

パブリックコメントを 実施します

五霞町立学校のあり方検討会
は、町の将来を担う子どもたち
の健全育成、町における義務教
育のあり方について検討し、10
月に教育委員会に具申いただき
ました。

この具申を踏まえ、五霞町立
小学校統合及び小中一貫教育基
本方針の案がまとまりましたの
で、内容についての意見等を次
のとおり募集します。

○受付期間

11月2日（月）～12月1日（火）

○閲覧場所

役場総務課、中央公民館
※町公式ホームページでも閲覧
できます。

※意見の提出方法等については、
町公式ホームページで確認ま
たは左記までお問い合わせく
ださい。

○お問い合わせ

教育委員会 学校あり方検討室
☎(84)1462（直通）